

令和2年度 安堵町一般会計当初予算  
消費税引き上げ分の地方消費税(社会保障財源化分)の用途について

平成26年4月1日から、消費税及び地方消費税が5%から8%、令和元年10月1日から10%へ引き上げられたことに伴う、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費(事務費や事務職員人件費は除く)に充てるものとされています。令和2年度安堵町一般会計当初予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税社会保障財源交付金(社会保障財源分) 78,575千円  
 【歳出】 地方消費税社会保障財源交付金(社会保障財源分)が充てられる社会保障施策に要する経費 665,407千円

(単位:千円)

			財 源 内 訳				うち地方消費税交付金(社会保障財源化分)	
			特定財源			一般財源		
区 分	事 業	予 算 額	国県支出金	地方債	その他			
社会福祉費	老人福祉費	61,496	653		6	60,837	22	
	医療対策費	55,327	19,154			36,173	7,849	
	自立支援給付費	149,429	110,928			38,501	31,966	
	地域生活支援事業費	17,028	9,675			7,353	812	
	小 計	283,280	140,410		6	142,864	40,649	
	児童福祉費	児童措置費	125,449	76,439			49,010	19,683
	こども園費	203,322	11,312		34,818	157,192	9,394	
小 計	328,771	87,751		34,818	206,202	29,077		
保健衛生費	予防費	25,953				25,953	5,502	
	保健衛生費	27,403	6,237		1,457	19,709	3,347	
	小 計	53,356	6,237		1,457	45,662	8,849	
合 計		665,407	234,398		36,281	394,728	78,575	

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要した一般財源の比率に按分して充当しています。